2024 年度
日本炎症性腸疾患学会「JSIBD 研究助成事業」公募要領

(JSIBD Grants-in-Aid for IBD Research)

1. 助成の対象・助成額・助成件数

炎症性腸疾患の病因、病態の解明及び疾患の予防、治療に寄与し、国内で実施される研究を対象に、以下の 3 つのカテゴリーの研究助成を公募します。

カテゴリー		助成額(/年)	助成期間	助成件数
C1	**JSIBD-アッヴィ研究奨励賞**(年齢制限あり)# JSIBD-Abbvie Career Development Award (C1 カテゴリーにおいて最も評価が高い研究課題を授賞対象とします)	￥2,000,000	1 年	1 件
	若手研究助成(年齢制限あり)# Career Development Awards	￥1,000,000	1 年	3 件程度
C2	**一般研究助成**(年齢制限なし) Senior Research Awards	￥1,000,000 (総額 ￥2,000,000)	2 年	2 件程度
C3	**多施設共同研究助成** Clinical Research Networks	￥1,500,000 (総額 ￥3,000,000)	2 年	1 件程度

#年齢制限あり：研究計画開始日時点で 43 歳未満または学位取得後 10 年未満

2. 応募資格

① (カテゴリーC1～3 共通) 応募申請者(研究代表者)は以下の条件を満たしていること。
- ✧ 日本炎症性腸疾患学会の会員であること (会費未納は不可)。
- ✧ 過去に本助成に採択され助成金を受け入れていないこと。
- ✧ 助成金受入れを取扱う専任部署 (研究支援室等)を有する施設に所属していること。

② (カテゴリー1 のみ) 若手研究者であること#。
#研究計画開始日時点で 43 歳未満または学位取得後 10 年未満

※各年度において同一機関（講座・研究室・診療科等）に所属する複数の応募者の採択・助成は行いません。

※応募に際し以下の方の推薦を必要とします。

推薦の可否	**可**	**不可**
大学	学長・学部長	所属分野の教授等
病院等の医療機関	病院長	所属診療科の診療科長等

※同一代表者・同一内容の研究課題を複数のカテゴリーで応募することは認められない。

3. 研究期間

(カテゴリーC1) 2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日 (1 年間)

(カテゴリーC2, C3) 2024 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日 (2 年間)

4.　応募方法

JSIBD 研究助成事業申請書（以下「申請書」という)を 1 部作成し日本炎症性腸疾患学会事務局（jimukyoku@jsibd.jp)へ電子媒体（押印済 PDF)を提出して下さい。

5.　応募期限

2024 年 1 月 5 日（金)

6.　選考基準・方法及び決定通知

研究計画の学術的な重要性・新規性/独自性・研究計画の妥当性・実現性/遂行能力・発展性/社会的意義/研究費使途の妥当性の観点から選考委員会が評価・審査を行い、助成対象者を決定した上で、2024 年 3 月までに申請者全員に電子メールで通知する予定です。なお、採択決定通知に関する問い合わせには応ずることはできません。

7.　報告義務

- ✧ 助成対象者は研究期間中、年度ごとに収支報告書を作成し日本炎症性腸疾患学会事務局に提出して下さい。
- ✧ 助成対象者は研究期間終了後 6 ヶ月以内に総括報告書（研究成果及び研究助成金決算）を作成し日本炎症性腸疾患学会 事務局に提出して下さい。
- ✧ 本研究助成による研究成果として報告された内容は学会ホームページにて公表致します。論文発表、学会発表の際には謝辞(Acknowledgement)等において、必ず当該研究成果が JSIBD 研究助成事業（JSIBD Grants-in-Aid for IBD Research)による旨を明らかにするとともに、日本炎症性腸疾患学会 事務局に報告して下さい。
- ✧ 助成対象者は研究期間終了の翌年度に開催される日本炎症性腸疾患学会学術集会において研究成果を発表・報告して下さい。

8.　助成金の返還

- ✧ 助成対象者が本学会を退会される場合は、助成金残額を返還してください。ただし、助成金の申請を研究グループで行った場合は、助成対象者の交代届を学会事務局に提出し、許可等を得てください。
- ✧ 研究期間終了時点で助成金残額が生じた場合には、残額を原則として返還していただきます。
- ✧ JSIBD 研究助成委員会が、助成対象者の実施した研究が本研究助成金の目的に即していないと判断した場合には、助成金の返還を求める場合があります。

9.　その他

本助成金の使用については、各施設の会計諸規則を遵守してください。不正や不適切な使用を行った場合は、「研究活動における不正行為への対応指針（内閣府)」等に基づき、処分の対象となります。